

令和5年5月

令和5年度教育実習履修希望者 各位

教育学部長
橋 彌 和 秀

令和5年度教育実習の履修手続きについて（お知らせ）

令和5年度教育実習を希望する学生は、実習希望校の内諾を得たうえで、次の2、4の書類を期限までに所属学部の教務（学生）係へ提出すること。

なお、履修手続きにあたっては、「教職課程の手引き」の「第二部 教育実習について」及び本紙「令和5年度教育実習の履修手続きについて」を熟読しておくこと。

また、配付書類を受領後、教育実習の履修を行わない場合は、実習校の内諾を得ていない場合であっても、必ず所属学部の教務（学生）係へ連絡すること。

※ 文系（文，教育，法，経済，人環）の学生については、教育実習履修手続き先は、人文社会科学系学務課（教育学部担当）となるので注意すること。

○ 配付書類

1. 令和5年度教育実習の履修手続きについて（お知らせ）
2. 教育実習票（窓口配付のみ）
3. 「教育実習生受入れの内諾について（依頼）」
※教育学部長から受入れ予定の学校長への依頼状
4. 「教育実習生受入れの内諾について（回答）」
※受入れ予定の学校長から教育学部長への内諾回答書
5. 「教育実習研究」ならびに「教育実習Ⅰ・Ⅱ」を履修するにあたって

○ 履修手続き期限

福岡市立の中学校・高等学校で履修を希望する者・・・令和4年6月30日（木）
※教務（学生）係に申出。内諾は不要。
広島県立の高等学校で履修を希望する者・・・令和4年10月14日（金）まで
上記以外で大学から別途申請が必要となる者・・・各実習希望校の申請期限の1か月前まで
又は令和4年11月4日（金）のいずれか早い日
上記以外の者・・・令和4年11月4日（金）まで

○ 履修該当者について

「教職課程の手引」の「第二部 教育実習について」に記載されている履修要件を確認のこと。令和6年3月に卒業見込みで、教職に関する科目の半数以上の単位を修得済み（修得見込み）の学部生などが、該当者となる。

なお、令和5年3月末までに履修要件を満たせない学生には、たとえ受入れの内諾を得ていても教育実習の実施を認めない。

なお、科目等履修生として履修を希望する場合は、本学を卒業した者であること、教育実習受入校の内諾が得られること、及び教育実習履修開始の前年度までに教育実習を除く他の教職に関する科目のすべての単位を修得している（修得見込である）ことが履修要件である。手続きについては、人文社会科学系学務課（教育学部担当）へ相談すること。

○ 内諾について

実習校への受入れ内諾依頼の時期は受入校によって異なるので、実習希望校へ訪問等を行う前に、時期を確認しておくこと（既に内諾依頼の受付を始めている学校もある。遅くとも5月末までに、電話連絡等で確認すること）。また、教育実習生の受入れの概要をホームページで公開している学校もあるので、希望する学校またはその学校を所管する自治体の教育委員会のホームページを事前に確認しておくこと。

なお、受入校によっては直接には受入内諾を許可せず、所管の教育委員会で調整のうえ決定するところもある。この場合は、所属学部の教務（学生）係に相談すること。

例) 福岡市、北九州市、長崎市、下関市、神戸市及び京都市等の各教育委員会所管の中学校（高等学校）もしくは、広島県並びに愛知県等の各教育委員会所管の高等学校等。

— 手続きの流れ —

- ①受入実習校への訪問予約を手紙・電話等で取りつける。
- ②受入実習校へ「依頼状」を持参する。内諾を得られる場合は、「内諾書」の用紙を併せて提出する。依頼状及び内諾書には、氏名などの必要事項をあらかじめ記入しておく。
- ③受入実習校から「内諾書」の交付を受ける。

内諾書は、実習希望者が直接受領する場合と、実習校長から教育学部長や所属学部の教務（学生）係へ郵送される場合がある。郵送で交付を受ける場合は、切手を貼付した返信用の封筒を準備すること。実習希望者が直接に内諾書の交付を受けた場合は、所属学部の教務（学生）係へ速やかに提出すること。

また、実習校の事情により内諾書の交付が遅れる場合は、大体の交付時期を確認するとともに、所属学部の教務（学生）係に相談すること。

○ 教育実習票について

必要事項を記入・押印のうえ、実習校から交付された内諾書とともに、履修手続き期限までに、**所属学部の教務（学生）係等へ提出すること。**

※教育実習票は、内諾にあたって実習校に提出する必要はない。大学から実習校へ提出する。

【注意事項】

- ・ 実習校が教育実習生を受け入れるにあたっては、将来教職に就く意思のあることを前提としている。卒業後の進路を検討する中で、別の就職活動をするところがあるとしても、就職活動の面接日と重なったことを理由に、教育実習や実習校が実施する事前のオリエンテーション等を欠席するようなことは、実習校に受け入れを依頼する大学としては、認められない。教育実習を履修するにあたっては各自慎重に検討すること。
- ・ 内諾後、やむを得ず実習を辞退する場合は、すみやかに実習校へ連絡するとともに、「教育実習辞退願」を所属学部の教務（学生）係へ提出すること。
特に、令和5年4月以降の実習辞退は、受入の準備を整えている実習校にとって負担の大きいものである。進路の変更等で実習を辞退する場合は、できる限り令和5年3月末までには辞退の申し出を行うこと。
- ・ 学生海外派遣留学生として海外渡航のため「教育実習研究」（教育実習事前・事後指導）を履修できない学生については、海外渡航決定後の1月末までに所属学部の教務（学生）係へ届け出ること。教職課程専門委員会（2月下旬）で「教育実習研究」の期間変更を承認された者は、承認後直ちに「教育実習研究」担当教員へ連絡を取ること。